

## 浜松市西区舞阪協働センターのコピー機及び印刷機の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、舞阪協働センターのコピー機及び印刷機の使用について、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 利用対象者は、舞阪協働センター各種事業の協力団体等に限るものとする。

### (費用)

第3条 コピー機及び印刷機の使用にかかる費用は、別表のとおりとする。

### (利用制限)

第4条 舞阪協働センター業務に支障がない範囲で、コピー機及び印刷機の使用を認めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 別表(第3条関係)

種 別	内 容	サイズ	単 位	金 額
コピー機	コピー	全サイズ片面	1枚	10円
印刷機	原紙	全サイズ	1枚	100円
	再生紙	B4片面	1枚	2円
		A3片面	1枚	4円
		A4片面	1枚	2円
インク(用紙持込)	全サイズ	1枚	0.5円	

1円未満は切り捨てとする。